

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第19号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年総社市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率） 第15条 成績率は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</u> <u>(1) 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員</u> 100分の30以上100分の90以下 <u>(2) 再任用職員</u> 100分の35以下</p>	<p>（勤勉手当の成績率） 第15条 成績率は、<u>100分の30以上100分の90以下の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。